

平成30年12月  
定例教育委員会会議  
会議録

平成30年12月21日開催

# 会 議 録

開催日時	平成30年12月21日（金）			午後2時	開会
				午後3時57分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長 及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 杉山 信治, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣			
	事務局	説明員	学校教育部長 野崎 幸宏      社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 山川 俊巳      社会教育課長 樽井 里美 学校教育部次長 林上 敦裕 学校教育部次長 石原 伸広 教育指導課長 佐藤 潤一 適正配置担当課長 原 伸之 教職員担当課長 佐々木 康成 教育政策課主幹 伊藤 敦子 教育政策課主幹 水野 泰子		
		事務局員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 星 由里夏 同 高野 由布紀		
傍 聴 者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市学校運営協議会規則の制定について ・議案第3号 教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて ・議案第4号 旭川市立学校職員の行政措置について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 第2期旭川市学校教育基本計画の策定について (2) 旭川市立小中学校における働き方改革の推進状況等について (3) 旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「特別の教科 道徳編」について (4) 損害賠償の額を定めることについて 6 その他 7 閉会				

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成30年12月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成30年9月定例教育委員会会議（平成30年9月3日開催）及び平成30年10月定例教育委員会会議（平成30年10月18日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成30年9月定例教育委員会会議及び平成30年10月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年9月定例教育委員会会議及び平成30年10月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、平成30年11月定例教育委員会会議（平成30年11月19日開催）及び平成30年11月第1回臨時教育委員会会議（平成30年11月27日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年11月定例教育委員会会議及び平成30年11月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第4号「旭川市立学校職員の行政措置について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市立学校職員の行政措置について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
林上学校教育部長	<p>ここで、事務局から報告があります。</p> <p>議案第2号の取り下げについて説明します。</p> <p>議案第2号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」、コミュニティ・スクールについては、三つの中学校区をモデル実施地域に指定し、研</p>

		<p>修会や説明会を実施するなど、準備を進めてきました。来月の学校運営協議会の設置に向け、学校運営協議会規則の制定について今回提案することとしておりましたが、成案化に至らなかったため、議案を取り下げることとしたものです。</p> <p>次回の教育委員会会議に改めて提案し、来月、学校運営協議会の設置ができるよう今後努めてまいります。</p> <p>大変申し訳ありませんでした。</p>
教 育 長		<p>法制執務的な部分があり、時間を要しているところです。来月の教育委員会会議でお諮りできるよう、現在精査をしております。</p> <p>議案第2号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」、取下げしたい旨の説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 員 長	委 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」は、取り下げること御異議ありませんか。</p>
各 教 員 長	委 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」は、取り下げることといたします。</p>
適正配置担当課長		<p>それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件は、平成31年4月1日から、千代ヶ岡小学校が西神楽小学校に統合されることを受け、規則別表1の一部を、また、同じく平成31年4月1日から、中央中学校、東光中学校の通学区域の一部を変更するため、規則別表2の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>千代ヶ岡小学校につきましては、先の平成30年第4回定例市議会において「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」が制定されたことから、千代ヶ岡小学校の通学区域を西神楽小学校の通学区域に編入しようとするものです。</p> <p>また、中央中学校、東光中学校の通学区域の一部変更につきましては、「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、啓明小学校を卒業する児童が、東光中学校と中央中学校に分かれて進学する状況を解消し、全員が東光中学校に進学するよう、各中学校の通学区域を変更するものであり、検討に当たりましては、関係する小中学校のPTAや対象地域の方々と意見交換を行ってまいりましたが、いずれも反対意見はなかったことから、規則を改正し通学区域を変更しようとするものです。</p> <p>なお、対象の区域に居住する児童生徒の負担を軽減するため、変更の前から継続して対象地域に居住している児童生徒につきましては、希望する場合、変更前の中学校への入学を認めるものとする経過措置を設定する予定であります。</p>
教 育 長		<p>一つは、千代ヶ岡小学校が西神楽小学校に統合される関係、そしてもう一つが啓明小学校を卒業後に全員が東光中学校に進学するよう通学区域の一部を変更するものです。人数的にはそれほど大きなものではありません。千代ヶ岡小学校の閉校につきましては、昨日閉会した議会で条例が可決されており、通学区域の変更は教育委員会規則で定めるという関係性です。</p> <p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 員 長	委 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教 員 長	委 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>

林上学校教育部次長

次に、議案第3号「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」、説明願います。

本件の内容については、先月の教育委員会協議会でも御説明いたしました。第3回定例市議会において、教育委員会会議の一層の透明化についての質問があり、教育委員会会議及び教育委員会協議会の案件の整理や会議の非公開案件の精査、また、会議録の事後公表も含め、会議の公開性が高まるよう努める旨の答弁をしたところです。

これらについて、先月の教育委員会協議会で意見交換を行い、教育委員会会議と教育委員会協議会の取扱いについて、別紙を基本として定めるため、審議をお願いするものです。

「1 会議等で扱う案件」の整理ですが、「(1) 会議」は、ア、イ、ウの三つに区分しており、「ア 議案」は、教育委員会の議決を必要とするもの、「イ 報告議案」は、教育長が臨時に代理したものの内容を報告するもの、「ウ 報告事項」は、重要・異例な施策などを報告するものとし、「(2) 協議会」は、会議に付議すべき案件に関するもの、懸案事項、課題、新たな制度などについて、意見交換や情報交換をすることで知識や理解を深めてもらう必要があるものと整理しようとするものです。

次に「2 会議における非公開案件」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、会議は公開とすること、ただし、人事案件などについて、会議で決定したときは非公開とすることができるとされています。また、法の逐条解説では、非公開案件はできる限り限定すべきであるとされています。

非公開とする案件については、議案書中ほどの(1)から(6)までとしようとするものでありますが、会議において、教育長がさばき、会議で確認していただきます。なお、(1)の人事に関する案件については、一部公開案件としているものもありますが、これを機に、非公開案件として整理しようとするものです。本日も扱っていただきます。旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきましては、これまで公開案件としておりましたが、人事案件に含め非公開とするよう整理するものです。

次に「3 非公開案件の会議録への記載方法」ですが、非公開案件は、全文を会議録に記載しますが、2(1)の人事に関する案件と(6)のその他会議において非公開とすることが特に必要と決定した案件は、概要を記載することとすることから、旭川市教育委員会会議規則を改正するなど、今後対応いたします。

次に「4 会議録の公表時期」について、非公開とした事由が消滅した後、市のホームページに掲載いたします。これまでも、公表のための作業を含め、数か月後に公表となっておりますが、今後も、事由の消滅と作業を見ると、公表までの期間はそれほど変わらないものと考えております。

また、公表する会議録については、会議録の承認時に教育長がさばくこととし、今後、規則改正も視野に入れてまいります。

次に「5 実施期日」については、平成31年1月の定例教育委員会会議から実施することとしますが、規則改正が伴う3及び4については、規則改正の施行日から実施することといたします。

このように、会議等の取扱いについて、議案第3号別紙を基本として定めようとするものです。

教 育 長

議案第3号「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」、御意見、御質問等がありますか。

会議録の非公開案件の人事に関する案件というのは、個人情報の基本になっているのでしたよね。

林上学校教育部次長

はい。これまでは全文を掲載し、非公開としていましたが、今後は概要だけを掲載することにいたします。

教 育 長

意思形成過程、議会提案前、報道発表前、教科書採択については4にあ

			りますように、非公開とする事由が消滅した場合に本市のホームページに公開することになるかと思えます。それぞれ、議会提案前であれば議会に提案した後、意思形成過程であれば意思が固まった後という取扱いです。他に御意見、御質問等がありますか。
各教	委員	長	ありません。
各教	委員	長	それでは、議案第3号「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。
			「異議なし。」と認め、議案第3号「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」は、原案どおり決定します。
林上学校教育部次長			次に、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。
			平成30年11月1日付けから平成30年12月3日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。
教	育	長	人事異動の内容につきましては、報告第1号別紙のとおりです。
各教	委員	長	報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各教	委員	長	ありません。
各教	委員	長	それでは、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各教	委員	長	異議ありません。
			「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
			《 報告事項 》
教	育	長	それでは、報告事項に入ります。
水野教育政策課主幹			報告事項（1）「第2期旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。
			本日は、事務局として、素案の形で整理してきた現段階のものについて御説明し、御意見いただきたいと考えております。
			報告事項（1）資料を御覧ください。
			まずはじめに、計画の名称でございますが、他市の状況、本市の他の計画の名称なども参考にし、現行計画と明確に区別した、第2期旭川市学校教育基本計画としたいと考えております。これに伴い、現在の計画について、計画の本編で「第1期計画」と記述しています。
			また、目標、基本施策など、この計画を構成する枠組みの名称につきましても、総合計画との名称の重複などを考慮して、基本目標を目標、主な取組を取組、具体の取組としていたものを事務事業と変更しております。
			全体の構成についてでございますが、第2期計画は、本編と事務事業編の冊子2冊で構成します。
			資料1が本編で、計画期間中の9年間に推進する取組の骨子を記載したものです。資料2が事務事業編で、こちらはまだイメージになりますが、毎年度取り組む事業をまとめたものです。掲載する事業は、毎年度の取組状況の確認や、予算措置の状況によって、事業の見直しや終了、あるいは新設となることが想定されることから、年度ごとに作成します。
			現在、次年度の予算編成中のため、事業一覧については編集中とし、パブリックコメントでもイメージのみを掲載します。一覧は予算議決後、3月下旬頃の公表を想定しています。別冊にすることにより、これら事業の取組状況や予算措置の状況を、毎年度、評価し見直すことが可能となり、本計画の目標達成に向けて、より効果的に事業を推進することができるも

のと考えております。

9年間という長期にわたる本計画において、子どもの実態や学校・地域の状況、社会の要請などを適宜踏まえるとともに、各事業の取組状況や予算措置の状況に即時的に対応できるなど、本計画の特徴と考えております。

資料1の1ページを御覧ください。

まず、計画の構成ですが、I章に掲載していた計画の進行管理をVII章とし、本編の最後に移動しました。これは、計画の内容から進め方と読み進める方が、理解されやすいと考えたものです。

なお、計画の構成で述べることにしていた「基本理念」「目指す子ども像」「目標」を、それぞれIII章、IV章、V章として章立てしました。これらの表記等、今後は更にブラッシュアップが必要と考えております。

2ページから4ページまでは、I章が旭川市学校教育基本計画の策定について、II章が教育を取り巻く現状と課題となっており、4ページの「2教育を取り巻く状況」として、教育に関わる国の主な動向と子どもたちの状況を追記しました。

5ページからの「3本市の現状」でございますが、6ページから13ページまで、これまで現行計画の総括としていたものをまとめました。

第1期計画の取組状況について、計画の見直し後の平成27年度から平成30年度までの取組を基本施策ごとに記載しておりますが、計画全体を通じてどうだったかといった視点でのまとめが不足しておりますので、追記の上、次回お示しいたします。

14ページを御覧ください。基本理念及び目指す子ども像について整理し、検討した内容について御説明いたします。

III章の基本理念でございますが、これまで、本市の総合計画で掲げる基本目標及び基本政策が、本市の学校教育においても目指す方向性であることから、改めて基本理念を設定せずに、総合計画の基本目標及び基本施策を第2期計画が目指す方向性としたいと、御説明してまいりました。

事務局内での検討におきまして、学校教育基本計画は、子どもたちが心豊かにたくましく育つことができるよう、学校教育を計画的・総合的に推進するために、本市の現状を踏まえて策定するものであること、第2期計画は第1期計画の考え方を継承するものであること、さらには、国が定める教育振興基本計画を参酌するものであること、基本計画は、本市の上位計画である総合計画を踏まえ、学校教育分野におけるまちの発展に寄与するものであるということについて改めて確認し、これらのことを踏まえ、基本理念については、前回御説明しましたとおり、目指す方向性は総合計画と根幹の部分は変わらないものとしながらも、社会情勢や保護者の方々、市民の皆様の、学校教育や子どもたちの未来へ寄せる思いを、分かりやすい形で掲げることがふさわしいと考え、御覧いただいておりますように、「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」と設定しようとするものでございます。

15ページを御覧ください。IV章の目指す子ども像でございますが、これまで、学校教育が目指す、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる、知・徳・体の調和のとれた教育と、本市が目指す郷土への愛着や誇りを持ちつつ未来を拓く人材の育成を、四つの項目にまとめておりました。

一つ目の新しい国の計画や学習指導要領なども踏まえ、知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、これらを子どもたちにバランス良く育てるといった基本的な考え方は変わらないとするものの、前回4番目に掲げていた郷土への想いに関する目指す子ども像については、基本理念に示すこととし、目指す子ども像は3項目としました。

16ページを御覧ください。V章の目標でございますが、これまでは、総合計画基本政策4の三つの施策との整合を図るよう設定したところですが、基本理念や目指す子ども像の見直しに当たり、改めて、目標の考え方

について不整合となっていないかを確認いたしました。変更する要素はないと考えているところです。

また、各目標の評価につきましては、それぞれの目標の下にある基本施策に評価に係る指標を設定することとし、その内容等につきましては、次回までにお示しし、御検討をいただきたいと考えております。

18ページを御覧ください。計画の体系でございますが、取組の位置付けなどについて、これまでにいただいた御意見も参考にしながら整理しました。主な変更点といたしましては、取組2を「新しい時代に対応した教育の充実」とし、情報教育と英語教育を位置付けるとともに、取組7を「ふるさと旭川の特徴を生かした教育の充実」とし、ふるさとへの理解を深める教育とキャリア教育を位置付けました。

19ページを御覧ください。VI章の目標と基本施策でございますが、取組の変更などもあり、表現や記載内容を一部整理しました。

31ページを御覧ください。VII章の計画の推進でございますが、計画の進行状況を点検・評価しながら計画を推進していくという形でまとめております。

また、計画の完成時には用語解説とアンケート調査の結果を資料として付けたいと考えておまして、現段階での整理ではありますが、資料3の用語解説、資料4のアンケート調査の結果についても、併せて御確認ください。

また、昨日、第3回の旭川市学校教育基本計画懇話会を開催いたしました。参加者の皆様からは、目標や取組のレベルなどのバランスに関してや基本理念や目指す子ども像の理念、エッセンスといったようなものと目標、基本施策、取組、事務事業とが繋がった具体的な落とし込みについて見えない部分があるのではないかと、表現や専門用語などが難しいなど、多くの御意見をいただきました。いただいた御意見を参考に、内容を精査し、より分かりやすい平易な表現に見直すなど、策定作業を進めてまいります。

この計画につきましては、来年2月1日から3月4日までの予定で、パブリックコメントを実施することとしております。本日のほか、1月の教育委員会会議で、御報告、御審議いただきまして、パブリックコメントにかけられるような素案にまとめたいと考えております。

以上、御報告申し上げますが、全体を通してはもちろんのこと、特に、III章の基本理念とIV章の目指す子ども像は、この計画の根幹であり、本日、御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長

報告事項(1)「第2期旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

前回から大幅に変わっていますが、昨日の懇話会の意見を受けて、また変えるところもあるのですよね。

水野教育政策課主幹  
滝山委員

はい。

3ページにグローバル化とありますが、観光客が増えたからグローバル化したわけではないですね。外国人と接する機会が増えるということ、例えば外国人労働者を35万人受け入れるとしているように、居住型というか定住する人もこれから増えていくことになります。日本のどこかの町では外国人の子どもが3分の1を占めているということが実際にありますので、旭川がそこまでするとは思いませんが、将来的に旭川の子どもたちが外国に住むということもあるでしょうし、それに備えて英語教育や外国語教育を行うということで、単純に観光客だけの話ではないので、そこを強調した方が良いような感じがします。

教 育 長

観光客という点もあるかもしれませんが、そのほかにもいろいろな要因があるということですね。

滝山委員

昨日読んでいて思ったのは、最初の3分の1ぐらい、13ページまでは



	現在の基本計画ですよね。最初から読んでいて、全然変わっていないなど思ったら、後ろの方に新しい基本計画が出てきました。前の反省は確かに必要ですけども、評価が前面に出て、大事な次の計画が後にくるのはどうなのでしょう。
教 育 長	その辺りはどうですか。確かに、以前から見ると大分短くはなりましたが、まだ少し長いといえば長いのかもかもしれません。
学校教育部長	P D C Aの形を踏まえて、チェックをして次へという形で考えたところではありますので、もう少し整理できるように、今いただいた御意見を踏まえて直していければと思います。
教 育 長	第1期計画の総括的な部分を強調し過ぎている部分もあるのかもかもしれませんですけども、こういう部分はやはり必要だとは思いますが、分量としてはどうかということはあるかもかもしれません。
杉 山 委 員	分量の問題はあるかも知れないけれども、まず、1期目の反省を受けて、2期目の計画を立てますという流れはそのとおりでよいのだと思います。例えばこの目次でもそうなのですが、第3章からが新しい計画ですというのが分からないですよ。
教 育 長	教育を取り巻く現状と課題だけでは、なかなか総括しているのだという感じが分からないですか。
杉 山 委 員	総括という形にはっきりうたえば分かるのですが、普通はこのⅢ章以降が1冊の冊子になっていて、その前段としてⅠ章、Ⅱ章があるという構成なので、Ⅲ章以下をもう少し目立たせるような仕組みが必要になってくるのではないですか。
教 育 長	例えば、市の総合計画では、基本計画と基本理念や策定について、この計画で言うⅠ章とⅢ章が一つになっていて、Ⅱ章については別冊にしています。そういう計画もありますし、入れるとしたら少し短くしてもよいかも知れません。
杉 山 委 員	一番最後に持っていくのが良いかも知れません。
学校教育部長	今御意見をいただいたように、本編がどの部分なのかが分からなくならないよう、入替えも含めて検討します。
教 育 長	この基本理念をしっかりとりたいところではあります。 私は、この基本理念「ふるさと旭川から未来へはばたく子ども」は良いと思うのですが、どうですか。
本 田 委 員	前半部分がなぜ良く見えるかということ、やってきたことだから分かりやすくなっているの、後半部分についても分かりやすくするためには、前半部分と似たような形態にすることがなによりではないのでしょうか。この計画のメインとなるのは第2期の基本計画であるから、まとまっている第1期の部分は、杉山委員が言われたように後半でも間に合うのではないかと思います。当然、第1期を受けての第2期だということは分かると思います。 基本理念について、「ふるさと旭川」という言葉だけでは抽象的になってしまう感じがします。「ふるさと旭川から未来へはばたく」とはどういうことか、旭川が求める「ふるさと旭川から未来へはばたく子ども」とはどういう子どもかという解説があってこの理念があるという構成ならよいのですが、アンケートの結果がこうであったからというだけではなく、もっと深いところに「ふるさと旭川」があると思うので、そういうものをメインにしてはいかがかと思います。 目指す子ども像については、このとおりでだろうと思われれます。大事なのは、その後の具体はどうするのかということで、第1期のこういうまとめ方は非常に役立つと思います。抜本的に何かが変わっていくものではなく、そんな気がしますから、是非生かすような形にして、一番大事な第2期の計画に目が行くような形にして、第1期の総括については、杉山委員が言われたように後ろでもよいのではないかと思います。

教 育 長 杉 山 委 員 本 田 委 員	<p>どちらかという、後ろにするということですね。</p> <p>一番最後に付録のような形で付けてもよいのではないかと思います。</p> <p>V章の目標で、基本施策の下に二つずつ指標がありますが、本当に二つなのかという箇所があります。こうやって規定すると書きにくくなってしまいますが、計画の体系がとても見やすいと感じたので、この具体を後ろに並べていけば流れができるのではないかと思います。そして、この具体が何か書かれていれば、基本計画そのものに見えるのではないかと思います。</p>
教 育 長 本 田 委 員	<p>どの基本施策を見ても、「また」という接続詞でつながっていますが、何か趣旨が違うのかと思って下の表を見ると、そこにきちんと表されているので、「また」でつなげずに、①、②という程度でもよいかもしれません。</p> <p>「また」でつながっている部分が多いですね。</p> <p>全部「また」でつながっています。その内容は何かなと思って読むと、基本施策2であれば、上の部分が取組3と4について、「また」でつながった下の部分が取組5と6という形になっているので、文章の構成として、くどいと感じます。これであれば下の表で間に合うという話になるので、上に文章を書くのだとしたら、取組全体を総括した説明があれば足りるのではないかと思います。表になっているのは、第1期計画の総括と同じように見やすいので、こういう表をメインにして、昨日の懇話会でも平易な文にしてくださいという意見があったように、市民から見るとそうなのだと思います。私たちが当たり前に使っている言葉でも、市民目線で考えると解説が必要なものもあるのだと思いますし、平易は易しいという意味で、レベルを下げるという意味ではないので、自信を持って易しい言い回しにしてもよいのではないのでしょうか。</p>
教 育 長 本 田 委 員	<p>そういうこともあって、用語解説を付けています。</p> <p>この用語解説は、最も目立つ専門的な用語についてで、この文章を読むと全体に難しい表現が散りばめられているので、全てをこのように丁寧に解説するなら別ですが、全体的に平易な言葉に直した方が市民の方も親しみが持てるかと思います。どういうふうに変えていくかというのは事務局が苦勞する点だと思いますが、解説文は普通に読めればよいですし、内容を詳しく知りたければ、下の表を見れば分かります。全体のページが減った方が手に取ってみようという気も湧くでしょうし、教育の世界では難しいことを簡単にすることが求められますので、その点も参考にさせていただけたらと思います。体系そのものはよく整ったと思うので、是非頑張ってくださいたいです。</p>
教 育 長 水野教育政策課主幹 教 育 長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>いただいた御意見を参考に精査していきたいと思います。</p> <p>「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」という基本理念について、確かに少し説明不足なのかもしれないですね。この基本理念は何を言っているのかということをもう少し足したいところではあります。</p>
杉 山 委 員 本 田 委 員	<p>これですと、子どもたちがどんどん旭川を離れていくことを推奨しているように見えるかもしれません。</p> <p>普通だと、ふるさと旭川の未来を担う人材という言い方になるのですが、はばたくというのは式でよく使われていて、その場で生きようとも頑張るという意味になります。しかし、いちいちそれを説明するというよりも、ひとまずふるさと旭川は良いところだということを主張しないといけないのだと思います。</p>
教 育 長	<p>未来を担うとすると旭川から出て行けなくなるような印象も受けるので、難しいところですね。</p> <p>指標などの中身については、これから作るころですが、そのほかの部分で他に御意見はありますか。</p>

本 田 委 員	今日はこの計画の体系に同意して進めていただくということだと思います。私はこの19までの取組が見やすくなったと評価していますので、これに沿った形でまずは表でまとめてみて、表では間に合わないなら解説文を上や下に付けるという程度でよいのではないかと思います。全てをゼロから作るのは知恵が必要なので、形を合わせてそこにはめていく形が良いと思います。
教 育 長	ここで御確認いただきたいのは、抜けているものやいらないのではないかとこのものが書かれていないかということ、基本的な方向性の部分です。教育の世界は日進月歩ですが、これは何年ごとにローリングするのでしょうか。
水野教育政策課主幹 教 育 長	この計画自体は5年です。 5年ごとに見直すということは、その頃にはまた違う教育施策が出てきているのでそれを入れていくということですね。
本 田 委 員	普遍的なものというのは、確かな学力と健やかな体と豊かな心なので、それを踏み外していなければ、まずは前提として良いかと思います。流行の部分がICTや小中連携・一貫教育、コミュニティ・スクール、働き方改革の部分で、そういうことがここに含まれているので、大体は良いのではないかと思います。あとは、道徳や英語教育など細かいことを書けば濃くなってきます。
滝 山 委 員	20ページの取組1、確かな学力育成プランの推進で主な事務事業の上の方は教育課程編成の指針や指導の改善策、学校訪問など先生の指導に関する部分で、子どもたちに関する部分が少ないように感じます。本当に子どもの学力に結び付く取組は、少人数学級編制や外部人材の育成だと思いますが、あとは学校図書館にも力を入れているので、ここに追加しても良いと思います。 ほかにも補習や試験の強化も重要で、学力は上がると思います。
教 育 長	学校図書館はどこに入っていましたか。
水野教育政策課主幹	21ページの取組4に入ります。
教 育 長	働き方改革はどこでしたか。
水野教育政策課主幹	30ページの取組18です。
教 育 長	学校運営の充実のところですね。目指すところは同じなのでしょうが、今は総合計画から離れて、オリジナリティを持って構築しようとしています。
近 藤 委 員	構成については皆さんがおっしゃっていましたが、私が読んでいて気になったのは、読点が多くて、この読点をなくした方が読みやすいのと思うところがありました。一つの文章にするために読点が多くなっているのかもしれませんが、不必要な部分にも入っているような感じがして、読んでいても頭に入ってきてませんでした。皆さんは普段からこういう文章なのであまり気にならないのでしょうか。
学校教育部長	読点の間に3文節入っていたり、逆に1文節で終わっていたりして読みにくいので、整理いたします。
杉 山 委 員	前回も出た指摘ですが、全体的にあれも言おうこれも言おうとして並列化しているので、短文にしないと分かりやすい文章にはならないですね。
教 育 長	2、3行続いたら一度切ったほうが良いですね。
本 田 委 員	内容を変えてということではなく、どこで1文にできるかと考えて、句点を付けていけばよいと思います。
近 藤 委 員	例えば、19ページの下の方に「また、急激な少子高齢化が進む中で、一人一人の児童生徒が、」となっているところの「一人一人の児童生徒が」の後ろの読点を取ったり、3語くらいで読点を打っているところもあるので、二つに一つくらいは取ってもよいかもしれません。
教 育 長	確かにその部分の読点はいらないかもしれません。
本 田 委 員	大体3、4行になったら2文か3文にしないと長く感じると思います。

学校教育部長	直していきたいと思います。作り手が分かれているところもあるので、最終的には全体として見直さなくてはいけないと思っています。
滝山委員	この計画には、全国学力・学習状況調査の結果が入っていないですね。毎年、報告書を作っているのだから、確かな学力の育成の部分に、その結果を踏まえながらという直接的ではなくとも、それをイメージしながらという部分を書いてはどうですか。学力を強化するには、やはり試験の結果が大事です。
教 育 長	その理由は書けるのでしょうか。
滝山委員	入れるとしても、趣旨は学力を伸ばすために何をやるかということを考えて、少人数学級編制や担任の先生の指導、そして試験の結果を踏まえてきっちりやりますよということです。
本田委員	全国学力・学習状況調査と直接的に書けないとしても、各種調査等と匂わすことはできると思います。調査の結果が子どもの学力の全てではないことは現場の皆さんは知っていることなので、その用語を使わずに各調査においてや調査等で把握されている旭川市の児童生徒の実態に応じてというように書けるのではないのでしょうか。あまり限定的に書いて変な方向に進んでも困ります。
滝山委員	保護者としてはやはりその部分が気になりますし、この前もどこかの都市で成績が良くなったと言っていました、旭川にいてそれがなされることが理想です。
本田委員	全国学力・学習状況調査以外にも各学校では習熟度テストを行っています。一つの窓口ではなく幾つかの窓口を通して学力を把握した成果と課題を基にという表現で載せていただければと思います。それが恐らく指導の改善策などにつながっていくと思われるので、そういう説明がないままに出てきても理解が進みませんという指摘だと思います。
教 育 長	その辺にも十分目を配っているというように、全国学力・学習状況調査やほかの調査そのものの結果が良かった悪かったということを書くのは難しいので、その結果を踏まえて改善していくことが指導の改善につながるという文脈で書けばよいですね。
本田委員	加えて、旭川市は改善策という立派なものを作っているの、そこを宣伝したらよいと思います。せっかく作っているのですから、どこかに盛り込むべきだという指摘だと捉えました。謙虚すぎるので、どんどん書いていったらよいと思います。
教 育 長	確かに、そこを気にしている保護者はその部分を探すかもしれないですね。
本田委員	無策ではないのかと誤解されないように、実際に作っている冊子や手立てをどこかに表現したらよいと思います。
滝山委員	あれだけ立派な物を作っているし、普通は作れないですね。
教 育 長	いかに活用してもらうかが大事です。
滝山委員	家庭でも活用してもらいたいです。
本田委員	そうですね。家庭の学習習慣というところでは、あの資料は生きる部分があると思います。あとは、いじめについてもそうですし、教育課程の指針についても、やはりこういうものが実際に作られていて、存在しているということアピールされたらよいのではないかと思います。
教 育 長	教育指導課の仕事をしっかりアピールしていくとよいですね。
本田委員	いずれにしても、昨日の懇話会の意見もありますし、今日いただいた貴重な御意見も踏まえて、まとめて作り直すことになります。
本田委員	原則的に体系はよくまとまっているという印象を受けました。あとは表現とか表記の仕方の工夫をされてはいかがでしょう。
教 育 長	基本理念、目指す子ども像、目標の部分で、この表現はどうだろうという話がありますか。順番に決めていかないと次に進んでいかないですが、実際に細かいところを書いていく中で上を変えるということもあるかもし

本 田 委 員	<p>れません。</p> <p>結果として目標が定まれば、その目標に近づくためにどんな手立てを組むということが明らかになっていき、その流れができればうまくいくのではないかと思います。目標ばかりで手立てがどこにもないという指摘が多いので、これだけ手立てが組まれていれば、見えてくるのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>知・徳・体はしっかり押さえているので、不易の部分は大丈夫だと思います。</p>
本 田 委 員	<p>これを長期の計画とするために、新たな教育課題に向けた対応という欄が一つあれば、仮に新しいことが増えてきてもそこで対応することも可能になるのではないかと思いますので、どこかにその欄を入れておけばよいのではないかと思います。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「第２期旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
山川学校教育部次長	<p>次に、報告事項（２）「旭川市立小中学校における働き方改革の進捗状況等について」、報告願います。</p> <p>本件については、本年５月の定例教育委員会会議において、教育長を本部長とする推進本部において、働き方改革推進プランの策定をはじめ、それに基づく取組やスケジュールなどについて御報告したところですが、その後の進捗状況や今後の取組について、本日、御報告するものです。</p> <p>はじめに、本日までの進捗状況ですが、推進プランの策定に関わる取組としては、７月に、本市の小中学校全教職員を対象とした「勤務実態調査及び意識調査」を実施するとともに、同月、教育委員会を含む本市からの、「学校及び教職員に対する業務依頼等に係る調査」を実施しました。加えて、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の六つの職種ごとに、その代表者と意見交換を行うとともに、旭川市PTA連合会や上川教育研修センターなどの関係団体等から御意見を伺ったところです。推進プランの策定に当たっては、これらの本市の実態や意見等を反映するとともに、国や北海道の指針等も踏まえ、現在、推進本部において、素案として最終チェックを行っているところです。</p> <p>そのほか、働き方改革に係り実施した取組として、教職員が本来の業務に専念するための支援として「スクール・サポート・スタッフ」の配置や、授業準備や校務等のICT活用による負担軽減、長期休業中における、夏期３日間、冬期６日間の学校閉庁日の設定、部活動指導の負担軽減と指導の充実を図るための「旭川市部活動指導基本方針」の検討、働き方改革を推進する管理職対象のマネジメント研修会や働き方改革の視点を盛り込んだ市主催研修会の実施など、プラン策定と並行しながら、実施可能な取組から進めているところです。</p>
教職員担当課長	<p>これまでの進捗状況の御報告は以上ですが、この後、７月に実施した「勤務実態調査」と「業務依頼等調査」の結果がまとまりましたので、それぞれ担当から、御報告をさせていただきます。</p> <p>本年７月に実施した勤務実態調査結果の概要について御説明いたします。</p> <p>資料１を御覧ください。本調査は学校における働き方改革を進める上で、市立小中学校の教職員の時間外勤務の状況などについて把握するため実施したものであります。</p> <p>調査の概要ですが、旭川市立小中学校全校に勤務する、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の１、８００人以上を対象に実施したものであり、調査期間は本年７月９日からの７日間又は、７月１７日からの７日間を対象として実施したものであります。</p> <p>勤務時間の集計方法については、各種業務に従事した時間を３０分刻み</p>

で調査し、その積み上げによって勤務時間や業務内容を集計し、平均時間については合計時間を調査回答者数により除して平均を算出しております。

また、平成28年度に北海道教育委員会が全道の学校を対象に実施した勤務実態調査の数値と比較するなどしております。

また、これと同時に全教職員を対象に意識調査も実施しており、この調査では忙しさや負担感に関する調査や、部活動に関する調査を実施しました。

調査結果の概要について、まず、資料の1番目の1週間当たりの学内勤務時間が60時間を超える教職員の割合についてですが、今回の結果では教頭については小中学校両方とも9割近くが60時間を超えて勤務している結果となっており、また主幹教諭・教諭においては、小学校で約25%、中学校では60%を超える者が、60時間を超えたという結果となり、北海道教育委員会が実施した勤務実態調査の結果と比較しても、教頭においては小中ともに北海道教育委員会の結果を大きく上回り、また主幹教諭・教諭については中学校において大きく上回る結果となりました。

次に、2番目の勤務日と勤務不要日における1日当たりの学内勤務時間についてですが、北海道教育委員会の調査結果と比較すると、校長以外ではほぼ全ての職種で北海道教育委員会の結果よりも長時間勤務となっており、勤務日においては、小中学校の教頭と中学校の養護教諭では1時間以上も長時間となっているという結果となりました。

次に、3番目の持ち帰り業務の状況ですが、勤務日において、小学校では約32%の教諭が、中学校でも約27%の教諭が持ち帰り業務を行っており、また、その時間は小中学校とも1時間程度となっております。

次に、4番目の勤務日における主な業務内容についてですが、小中学校ともに「授業（主担当）」や「教材研究・授業準備など」の時間が長く、小学校の場合はその次に、「成績処理」や「授業（補助）」、「集団への生徒指導」となっており、中学校では、「部活動・クラブ活動」「集団への生徒指導」と続いております。

次に、5番目の中学校における部活動に関する意識調査についてです。中学校では、平日でも2時間から2時間半、平日以外でも3時間から3時間半程度の部活動が行われておりますが、担当する部活動の指導に関する知識や技術について、「十分備えている」又は「ある程度備えている」と答えた教職員が5割を超える一方で、「全く備えていない」又は「あまり備えていない」と答えた教職員が3分の1以上いることや、部活動についての忙しさや負担感については、「負担に感じている」又は「まあ感じている」と答えた教職員が3分の2以上いる結果となりました。

次に、6番目の忙しさや負担感を感じる主な業務に関する意識調査では、小学校では「事務処理」に続いて、「成績処理」「学校行事」「保護者対応」との回答が多く、中学校では「事務処理」に続いて、「保護者対応」「成績処理」「学校行事」「部活動・クラブ活動」と続いております。

最後に、7番目の忙しさや負担感を解消するために必要なことに関する意識調査では、小中学校ともに「少人数学級や教員の増員などで担当する授業時間を減らす」「校内分掌や校内委員の精選」「教育委員会など行政機関からの調査の精選」の意見が多く、小学校では続いて「学校行事や教育活動の精選」「会議や打合せの精選」と続き、中学校では「働き方の意識改革」「部活動に外部指導者などの人材の活用」が続く結果となりました。

以上、勤務実態調査と意識調査の概要について説明させていただきました。今回は概要について説明させていただきましたが、調査結果の詳細については、現在編製中ですので、完成後に委員の皆様にお配りしたいと考えております。

林上学校教育部次長

次に、業務依頼等調査の結果を報告いたします。

報告事項（2）資料2を基に、小中学校と教職員に対する業務依頼等調

査の結果を報告します。

表紙をめくっていただいた1枚目に今回の調査について記載がありますが、今年の7月から8月にかけて、市役所の各部局から市内小中学校と教職員に対し、「2 照会事項」の(1)から(6)までにある業務依頼等について、どのようなものがあるか調査したものです。

3に調査概要がありますが、各部局から、345件の業務依頼等についての回答があり、最も多いものがアの調査や報告を求めるもので約4割の141件、次いでイベント等への参加で63件となっています。

また、各部局から、見直しの可否についても回答してもらいましたが、5段階のうち見直しが「困難」との回答が約7割の243件と最も多くなっています。これは、国・北海道からの調査や給与等の支払のための報告などが含まれているため、「困難」と回答した件数が多くなっています。

1枚めくっていただいた3枚目は、調査結果についてまとめたものです。網掛けが4列ありますが、一番上の段の左側、345件がトータルとなっております。その下に学校教育部、社会教育部、その他の部となっております。全体の約6割5分の223件が学校教育部からの業務依頼等となっています。

次に、A3資料5枚のうち1枚目を御覧ください。一番上のデータ番号1、業務名が「旭川市男女共同参画審議会委員への就任」については、表の右側に黒丸が付いておりますとおり小学校長会長に依頼し、区分の5は、上の凡例の左側の方に1から9までございますが、5の委員への就任を表しています。また、見直しの可否に丸が付いておりますが、これも上の凡例に5段階の区分がございますが、丸は比較的可能と回答があったことを示しています。

その下のデータ番号2「旭川市新人奨励賞候補者の推薦依頼」には、調査結果の詳細に「市」の表記がございますが、「市」とは本市独自の調査であること示しています。

以下、345件についてまとめています。

今回の調査について、今後、見直しの可否で、可能や比較的可能と回答があったものはもとより、困難や比較的困難と回答があったものについても、調査の回数や報告の項目を減らすことや教職員が委員に就任しているものは人数を減らす、退職した教職員に依頼するなど、各部局に働き掛けをして、少しでも改善につながるよう、取組を進めていきたいと考えています。

山川学校教育部次長

2件について御報告をいたしました。私たちは今回プランを策定するに当たり、できるだけ丁寧に詳細に実態を把握して、本市ならではの推進プランを策定していきたいと考えてところです。膨大な作業も伴っており、ここにきてやっとまとまってきておりますが、今後の推進プランのスケジュールについて御説明いたします。

新聞等の報道にもあったとおり、去る12月6日、中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」において、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について(素案)」が示され、幾つかの重要な提案が盛り込まれました。また、北海道教育委員会においては、現在、「部活動指導の基本方針」とそれに伴う「北海道アクション・プラン」の改定を行っているとの情報がございます。これらのことから、本市の推進プランにおいても、それらに示される内容等を踏まえることが必要と考えております。

しかしながら、新年度当初から学校や教育委員会が取組を進めるためには、当初のスケジュールに従って1月末を目途に策定に当たることが必要と考えており、これらの国や北海道の動向は不透明なところもございますが、注視しながら、適宜、必要な検討や修正を行いながら策定を進めたいと考えております。

現在、推進プラン(素案)の最終チェックを各課で行っております。

年明け、1月8日を目途に、各委員の皆様のお手元に（素案）をお届けいたしますので、御一読いただき、1月14日開催予定の臨時教育委員会会議において、御検討いただきたいと考えております。そこでいただいた御意見等を踏まえ、1月中旬に予定されている1月定例教育委員会会議において、審議・決定をいただき、同月末、各学校に通知するとともに、経済文教常任委員会に報告後、市のホームページの掲載をもって公表してまいりたいと考えております。

報告は、以上でございますが、推進プランの策定については、国や北海道の動きで不確定な要素もございますが、年始開け早々に、御検討、御審議、御決定をいただくこととなります。タイトな日程となっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 報告事項（2）「旭川市立小中学校における働き方改革の進捗状況等について」、御意見、御質問等がありますか。

近 藤 委 員 今月の初めだったと思うのですが、子どもの小学校からプリントが配られました。今まで通知表は1学期、2学期、3学期の3回だったのですけれども、2回にするという文書でした。

教 育 長 保護者としてはどう思いましたか。

近 藤 委 員 やはり、通知表を楽しみにしている保護者の方もいらっしゃると思うのですが、昔よりもここ数年、先生方が通知表を付けるからということで、子どもが早く帰ってくる日が目立つようになってきてはいました。先生方の負担が減ること、授業日数を確保するためという理由も書いてありましたので、そういう点からすると、負担感の大きい成績処理が減るのは良いことなのかと思いつつながらプリントを見ていました。

教 育 長 周りの保護者はどうですか。

近 藤 委 員 通知表の話についてはあまり話題になっていません。中学校は3回でしたが、高校に進学すると前期、後期の2期制のところが多いですし、小学校の時の成績は子どもの興味によって変わってくるので、先生方が助かるのだなというふうに見ていました。この話題について、他の保護者の方と話して意見が出ましたらお知らせいたします。

教 育 長 実際にこうして調査をしてみると、1週間の勤務時間が60時間を超える教職員の割合は高く、特に教頭は全道平均と比べてもひどい状況です。

近 藤 委 員 旭川の教頭先生は昔から、どの学校もどうしてあんなに早く学校に来るのだろうかと思わずに早く学校に来ていますよね。

教 育 長 誰よりも早く来ています。

滝 山 委 員 月の残業時間が100時間を超えたり、80時間以上が何か月か続くと、すぐに労働基準監督署から是正勧告がきますよね。やはり100時間以上というのは問題ですし、この調査結果を見ると、教頭先生のオーバーワークになっているので、法律で教頭先生は一人しか認められていないのですが、二人体制にするなどはできないのでしょうか。

教 育 長 現在は、主幹教諭という職を教頭の下に置き始めており、そのことで少し楽になったという声もあります。

滝 山 委 員 分業しなければ減っていかないと思いますが、主幹教諭の勤務時間も長いんですよね。

本 田 委 員 確かに旭川市の教頭はたくさんの仕事をこなしていただいています。ですが、私がやっていて多忙感を感じたのは、345本調査があったからではなく、報告まであまりにも短か過ぎることです。ある程度のゆとりを持って1週間後などになっていけばよいのですが、案外、上川教育局や北海道からくる調査の報告日が短く、報告日が過ぎてから届くこともありました。報告日が明日までというものが重なったり、すぐに出さなくてはいけないものが重なると、精神的に多忙感を覚えたので、単に本数の問題ではないような感じがします。国や北海道が忙しくなり過ぎているので、それがどんどん降りてきて、一番下に当たる学校が一番忙しくなるという実態



もあるのではないかという感想を持ちました。

毎年実施する調査の種類が変わることはあまりありませんので、本数が増えるということよりも提出期限が短くなるのが問題なのだと思います。それによって教育委員会が確認する時間も短くなり、教育委員会も忙しくなっているということがあるのだと思います。当たり前のことですが、提出する際に管理職が目を通して確認します。確認の機会は必要ですが、締切りが迫っていて急いでいると言われたときに、確認が漏れ、指摘を受けて再提出をするということもありますので、目に見えない多忙感、案外そういうところにあるような気がします。私が管理職をやっていたときに比べて、報告までの期間が短くなっているような感じを受けます。

教 育 長  
山川学校教育部次長

事務局として、今までの議論を受け、どうですか。

成績のお話もありましたが、私たちが作っているプランの中では教員が本来すべきことはやはりしっかりとやってもらいたいと思っています。ですが、教員が本来やらなくてもよいことかなり抱えているということがあり、林上学校教育部次長からも説明がありましたが、調査や依頼などは、その一つなのかと思っています。私たち教育委員会や市長部局などが、少しでも減らす努力をしていくことで教員の時間を生み出し、本来すべき仕事をゆとりを持ちながらやっていただけるようにしたいと思っています。時短ハラスメントということが働き方改革で言われていますが、意見等を伺ったときに、単純に時間を減らすことで持ち帰り業務にすり替わってしまったり、時間内にできないことに焦りを感じるという声もいただいております。単純に時間軸だけで考えると、逆の作用もあると考えていますので、実際の時間と負担感の問題とをプランの中で整理していきたいと思っています。

滝 山 委 員

医者をやって30年経ちますが、昔は60歳で定年を迎え、だんだん体が弱ってきて70代が寿命という方が多かったのですが、今の人は70代でもとても元気で、週に4回ゴルフをやっている人もいます。私のところには学校の先生を退職された方もたくさん来ますが、60代でも元気です。優秀な人材がまだ元気でおられるので、そういう方たちを活用しない手はないと思います。

昔は男性は75歳、女性は80歳くらいが寿命だったので、25歳くらいまで教育を受け、60歳まで働いて、あとは老後の生活という生き方でしたが、今は80代の男性でも元気な方が多いです、60歳から65歳まで働いて、少し休んでから違う分野でもう一度働いて、老後の生活という生き方によって変わってきています。学識経験者という意味では60代や70代前半で先生をやっていた方には立派な方も多いですし、必ずしも現職の方が就任しなくてもよいという委員があれば、もっと活用したり、学校現場にベテランの先生が来て教育するというのもそんなに難しいことではないと思います。非常に元気な方が最近は多いです、そうやって社会に出て働くことで認知症になることが遅くなったりもします。有用な人材はどんどん使っていけばよいと思います。

教 育 長  
山川学校教育部次長

そういうシニア人材が学校で活躍している部分もありますよね。

今お話があったように、シニア世代の方々の力を活用・促進していくということについては、まだやれることがあるのかと思いますし、私たちも学校や教員の状況やニーズについて十分な周知ができていると言われると、課題がある部分ですので、この働き方改革に合わせて、是非お力をいただきながら、学校や先生方を支援していただければ有り難いと思います。

教 育 長

コミュニティ・スクールは正にそういう地域の力をボランティア的に活用するというのも入っていますし、活用できるかもしれません。ですが、雇うとなると財政的な問題も出てきますので、国や北海道の制度に乗らないと難しいかもしれません。

杉 山 委 員

今年の7月にこの調査をやった具体的な数字が出ましたが、これを見た

<p>山川学校教育部次長</p>	<p>感想はどうか。          予想はしていたのですが、時間だけを見ても想像以上の状況だと感じました。</p>
<p>杉山委員</p>	<p>そうですね。教頭の残業時間が100時間というのは、少し考えても過重労働過ぎます。今回たまたま働き方改革のためにこういう調査を行いましたけれども、是非この推進プランの中でトレースしていくという考え方を入ってほしいと思います。学校の先生の時間外管理は本人に任せて、今まではほとんど調査をしていませんでしたが、実際に行ってみるとこういう結果で、決して働きやすい職場環境ではないということがはっきりしました。働き方改革を推進していくためには、ずっとトレースして実際にどのように変わっていったのかということを見ていかないとはいけません。そのためには、この調査も結構な時間を掛けていますが、もう少し教育委員会側で自動的にできるような仕組みや、例えば各職員のパソコンの立ち上げ時間と電源オフの時間を管理するのですとか、そういうことであればあえて報告を求めなくてもできます。          早く帰ることばかりを追求していくと、おっしゃったようにハラスメントなどが出てくると思うのですが、基本的な理念などをはっきりとさせ、これは子どもたちに良い教育をするための働き方改革なのだという、今までの先生方は恐らく、遅くまで学校に残っていることが良いことで正しいことだという価値観にある意味悪い影響を受けている部分があると思うので、その価値観を変えていかないと変わらないのではないのでしょうか。          スタートとしてはどうしても、教育委員会や市長部局の中でできることですから、各種依頼事項を少なくするというところから始まりますが、これはこれで当然やらなくてはいけないのですけれども、実際は現場で考えさせるしかありません。そのためにも、ものの考え方というか、価値観の転換を推進していかなければうまくは進んでいかず、人が足りないというような話にすり替えられてしまうのではないかと思います。</p>
<p>滝山委員</p>	<p>やはり先生になる人が少なくなっていて、大事な教員ですから、環境を整えたり、このような取組をしたりして気を配らないといけないですね。</p>
<p>教育長</p>	<p>今、困っているのは、本当にブラックだというイメージになってしまっていて、先生を志望する若者がどんどん減っていることです。持続可能な業種ではなくなるという部分が非常に懸念されています。</p>
<p>本田委員</p>	<p>ただ、事実として、風評被害が随分多いなと思います。では他の業種は暇にしているかと言われると、同じだけ忙しいです。教員ばかりが取り上げられますが、他の業種を見てごらんささいという人が少な過ぎます。そこも含めて、覚悟して管理する側もされる側も変えていかなければいけないと思いますが、次々と手が打てる政策と違い、杉山委員が言われたように意識改革が一番時間が掛かります。やはり無制限だと思って現場は働いてきていて、それが良いことだという伝統的な教育というか、流れがあります。今まではそれが当たり前だと言ってきた上司が変えていく、そのためにはなぜそうかということを経験しなくてはなりません。ただやりなさいというだけでは笛を吹いても誰も踊らない世界になる危険があるので、気を付けなくてはなりません。形だけやって、実態と違ふとなると今以上に被害が大きくなってしましますが、やらなくてはならない実態があった時代もあったということは教員たちに覚えておいてほしいと思います。中堅どころが少なくて若手が増えていくと、どうしても過去はこうだったということを伝承する機能が弱まっていく傾向がありますが、やらなくてはならない、どうしても夜中に走り回らないといけない時代があったことは覚えていないと、今度それが起きたときに動けない組織になってしまいます。</p>
<p>教育長</p>	<p>今まで教員は、時間外勤務という概念があまりありませんでした。そういった中、子どもたちのためにやりがいをもってやっている先生に支えら</p>

杉山委員	<p>れてきたところがあって、そうは言ってもいろいろな仕事が増えてくるとどこかに限界があります。どれだけ頑張っても、気付かないうちに自分の体の限界が来たり精神的な限界が来たりしている人がいると思うので、そういう人を救ってあげなくてはと思います。</p> <p>私たちがやってきた働き方改革の中でも、もっと働きたいという人がいます。そういう真面目な人がいることは本当に有り難いのですが、どこか考え方が間違っています。</p>
教育長 杉山委員	<p>どこか限界がありますよね。</p> <p>そして、今、本田委員がおっしゃったけれども、教育委員会そのものが方針としてこれを絶対やるのだという考え方、そして現場の校長先生の意識改革を進めていき、校長は職員、先生方一人一人に対して伝えていくのだという上からの改革でやらなければ、下からの改革を待っていたらいつまでたっても変わりません。上からの改革でやったとしても5年、10年掛かる話だと思います。</p>
教育委員 各教育長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「旭川市立小中学校における働き方改革の進捗状況等について」は、報告を受けたこととします。</p>
教育指導課長	<p>次に、報告事項(3)「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「特別の教科 道徳編」について」、報告願います。</p> <p>本件は、平成31年度からの中学校道徳科の全面実施に向け、各学校において道徳科の教育課程の編成が適切に行われるよう、昨年度作成した小学校の指針道徳編に、中学校の内容を併せて作成し、市内小・中学校に提供することを報告するものです。</p> <p>配付資料の目次を御覧ください。</p> <p>全体の構成ですが、四つの章と資料編からなる構成につきましては、小学校の道徳の指針から変更はございませんが、発達の段階の違いなどから、小学校と中学校で異なる指導内容や配慮事項等があることに留意し、作成しております。</p> <p>学習指導要領において、小・中学校の構成に違いがありますのは、第3章に記載した内容であり、特にこの部分については、網掛けをして【小学校】【中学校】と表し、それぞれの学校種で指導すべきポイントを整理しております。</p> <p>次に、配付資料の1ページを御覧ください。</p> <p>第1章「旭川市の道徳科」については、今年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の調査結果を加え、本市児童生徒の道徳性に関わる状況を示しております。</p> <p>これまで本市が重視してきた三つの質問について肯定的に回答した児童生徒の割合は、今年度におきましても、他の質問項目に肯定的に回答した割合よりも低い状況が見られたところではありますが、小学校の「伝統文化の尊重」以外は、改善の傾向が見られました。</p> <p>各学校においては、本市の傾向を踏まえつつ、学校生活における児童生徒の観察やアンケート調査などから、児童生徒の状況を把握し、重点的に指導する内容項目を年度ごとに設定し、指導を工夫するよう示しています。</p> <p>次に、10、11ページを御覧ください。目次で網掛けをした第3章です。「2【小学校】道徳性を養うために行う道徳科における学習」の内容について、(1)から(4)までの記載がありますが、同じ項立ての中学校の内容が12、13ページにあります。【中学校】と記して、小・中の違いや関連性が理解できるように記載しています。</p> <p>次に、28ページを御覧ください。</p> <p>ここは、「主体的に道徳性を養うための指導」について説明した部分ですが、小学校と中学校の学習指導要領解説の中では、それぞれ、指導上の</p>

留意点等が異なっているため、ここにも見出しに【小学校】【中学校】と表記し、発達の段階の違いによって指導上の留意点がどのように違うのか、小・中両方の教員に理解してもらえるようにしております。

次に、資料編について説明いたします。

目次に戻りまして、資料編の部分を御覧ください。今回、「2 道徳教育の全体計画例・別葉例」、「3 道徳科の年間指導計画例」、「4 道徳科の指導例」の部分に中学校の内容を加えております。

まず、「2 道徳教育の全体計画例・別葉例」についてでございますが、特に、道徳科と他の教科等との指導時期の関係を示した、いわゆる別葉につきましては、各教科等との関連に加え、「生活・学習 A c t サミット」や「いじめ・非行防止強調月間」など本市の取組との関連、さらには「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を活用することが考えられる教科書の教材を示しております。

次に、「3 道徳科の年間指導計画例」についてでございますが、配付資料の資料編 3－7 から資料編 3－9 までが中学校第 1 学年から第 3 学年までの道徳科の年間指導計画例となっております。本指針においては、夏に採択された日本文教出版の教科書による年間指導計画例を示しております。また、これらの指導計画例につきましては、小学校の年間指導計画例に書式を統一しており、各学校において、小学校から中学校まで一貫した流れの中で道徳科の学習指導が行われるようにしております。

指針の内容についての説明は、以上でございます。

本指針については、本日の教育委員会会議での報告後、教育指導課ホームページに掲載してまいりたいと考えております。また、各学校に本指針を作成したことについて通知するとともに、データを年内に各学校に配付する予定でございます。

教 育 長  
本 田 委 員

報告事項(3)「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「特別の教科道徳編」について」、御意見、御質問等がありますか。

旭川市の特色を生かした道徳科の 5 ページに「本校では」とあります。これが今まで指針の中では少なかった部分で、こういった資料が他人事になっていました。他人事ではなく自校としてどうやるかということ意識付けるためには、こういった「本校では」という欄を各章に用意していただけたら有り難いと思います。今まではこれは他人が作った物だという意識で、自分でやる時には写しておけばよいかという程度だったのが、他人事ではない、自分の学校、自分の受け持っている子どもという意識を持たせることが必要だと思います。加えて、データを各学校に送っていただけるということは非常に大事なことです。はっきりと完成度の高い年間指導計画になっていますが、地域差などがあって、このとおりに全ての学校ができるわけがないので、自校の実態や学校行事等で入れ替わる部分は差し替えることができるという良さも強調していただけたら有り難いです。その指示を含めて指導していただけたら活用するのではないかと思います。

一部の専門家が作る教育課程ではなく、各学校が各学級担任がそこを意識して我がことと考えてくれたら良い道徳教育へ進むのではないかと思います。

教 育 長  
本 田 委 員

素晴らしい資料だと思いますので、是非これを活用してもらえるようにしていきたいですね。

次年度に向けた改善策の欄まで用意されているということは、やはり意識してくださいということの表れだと思います。今までは備考欄で何も書かずに終わっていることが多いので、きちんと推進教諭などから全体の先生方に研修の場や職員会議の場で広めていただけたら、各学級担任も意識するのではないかと思います。

教 育 長  
各 委 員

他に御意見、御質問等がありますか。  
ありません。

<p>教 育 長</p> <p>石原学校教育部長</p>	<p>それでは、報告事項（３）「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「特別の教科 道徳編」について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（４）「損害賠償の額を定めることについて」、報告願います。</p> <p>この件につきましては、既に平成３０年第４回定例市議会の議決をいただいているものです。本来であれば市議会の提案前に教育委員会会議で報告すべきところでありましたが、遅れたことについてお詫び申し上げます。</p> <p>本件は、昨年９月６日、市内南５条通２４丁目において、庁用の小型自動車相手方の運転する車両と接触し、相手方の運転者が負傷する損害を与えたものでございます。過失割合は市が８０％でございます。その損害賠償額を２８０万５、２６５円と定めるものでございます。</p> <p>なお、この事故による車両に係る損害賠償につきましては、本年１月１５日に専決処分を行い、示談を終了し、本年２月の定例教育委員会会議で報告させていただいているところでございます。</p> <p>交通安全につきましては、職員に対し注意を喚起しているところでございますが、今後とも一層周知徹底を図り、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p> <p>杉山委員 学校教育部長</p> <p>杉山委員 学校教育部長</p>	<p>報告事項（４）「損害賠償の額を定めることについて」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>この損害賠償の額を定める議案については、昨日閉会した平成３０年第４回定例市議会に議案として提出し、昨日了承されました。右折しようとしたところに前方から直進してきた車両が接触した事故で、車両の部分は本年２月に報告をさせていただいておりますので、今回は人身事故の部分になり、損害賠償額は高額になっています。</p> <p>これは止まっている車に直進した車がぶつかったのですか。</p> <p>私どもはそう認識しております。</p> <p>それでも過失割合が８０％になるのですね。</p> <p>交差点で右折と直進だとその割合から始まるということが賠償の基本と決まっているということです。</p> <p>何だかやりきれないという気持ちもしますね。</p> <p>そういう気持ちもありますが、今後は一層気を付けなくてははいけません。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「損害賠償の額を定めることについて」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>《 そ の 他 》</p> <p>教 育 長</p> <p>各 委 員</p> <p>事 務 局 職 員</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
<p>《 秘 密 会 》</p> <p>教 育 長</p>	<p>ここからは、秘密会といたします。</p>
<p>【以下、非公開】</p>	